

東近江市告示第237号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

令和8年10月21日

東近江市長 小 椋 正 清



1 送達すべき書類

令和8年8月20日付け徴収に関する通知等

令和8年9月24日付け徴収に関する通知等

2 送達を受けるべき者の氏名又は名称

一谷 俊介

3 公示事項

前記1の書類を前記2の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができない。よって、当該書類は、税務部納税課において保管し、いつでもこれを交付するので、送達を受けるべき者は、来庁の上、受領されたい。

掲	示	期	限
令和8年10月29日まで			